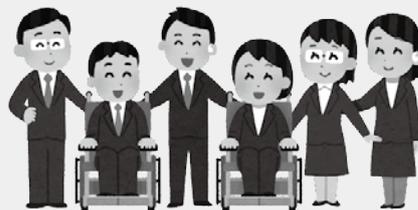


12月3日から9日は 障害者週間

障害者週間は、広く障がい者の福祉について関心と理解を深めるとともに、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的としています。

問合せ：障がい福祉課 ☎982・5238 ☎981・5392

障がい者とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む)などの心身の機能に障がいがある方のことで、市内には9月末現在、3,057人の障がい者が暮らしています。生まれた時から障がいがある方もいれば、事故や病気により障がいが残った方もおり、その障がいの状況はさまざまです。市は、障がいのある方もない方も共に助け合い、地域で安心して暮らすことができるまちを目指しています。



障害者差別解消法



共生社会の実現を目指すこの法律により障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されており、障がいのある方からの申し出には「合理的配慮の提供」が求められています。これまで、事業者は努力義務でしたが令和6年4月からは行政機関と同様に義務化されます。今後は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

共生社会の実現を目指すこの法律により障がいを理由とする差別的な取り扱いが禁止されており、障がいのある方からの申し出には「合理的配慮の提供」が求められています。これまで、事業者は努力義務でしたが令和6年4月からは行政機関と同様に義務化されます。今後は、負担が重すぎない範囲で対応することが求められます。

ノブくんスマイル基金



(障がい者が愛着のある吉川市で親亡き後も安心して暮らしていくためのサポート基金)



障がいのあるお子さんの保護者からいただいた寄附金をきっかけに、障がい福祉施策の発展に活用するための基金を設置しています。お子さんの愛称から「ノブくんスマイル基金」と名付け、障がい者就労促進支援金など障がいのある方が愛着のある吉川市で安心して暮らしていくための支援施策として、大切に活用させていただいています。

ご寄附は寄附金控除の対象になります。温かいご支援をお待ちしています。

障がい者就労促進支援金



障がいがある方の就労支援を目的に、職場実習や就労初期をサポートする支援金制度があります。「働きたいけど自信がない」方など、支援金を活用して就労にチャレンジしてみませんか。また、「障がい者雇用に興味があるけど、いきなりは不安」と思われている事業者の方は、支援金制度を活用して障がい者と仕事との相性を確認することができます。



ミライロID



障害者手帳をお持ちの方が、障害者手帳の情報をスマートフォンに取り込むことでデジタル障害者手帳として活用できるアプリです。人前で障害者手帳を提示する心理的な負担や障害者手帳の紛失などの軽減が期待されています。当市でも、公共施設の減免などを受ける場合には、ミライロIDを利用し手続きすることができます。



相談はこちら ▶



障がい者相談支援センター「すずらん」

障がい者やその家族が抱える問題や悩みなど
日時：月～金(祝除く)午前9時～午後6時
問合せ：☎981・8510 ☎999・6854

障がい者就労支援センター「レゴリス」

障がい者の就労に関する悩みなど
日時：月～金(祝除く)午前9時～午後5時
問合せ：☎999・6509 ☎999・6854